

# 読賣新聞

2015年(平成27年)

7月1日 水曜日

## 原発避難で自殺認定

### 福島地裁 東電に2720万円賠償命令

東京電力福島第一原発事故で福島県浪江町から避難していた五十崎喜一さん(当時67歳)が2011年7月、同県内のダムで自殺したのは原発事故で精神的に追い詰められたためだとし、妻栄子さん(66)ら遺族

3人が東電に約8690万円の損害賠償を求めた訴訟で、福島地裁は30日、東電に約2720万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

潮見直之裁判長は、原発事故と五十崎さんの自殺の因果関係を認めて東電の責

任を認定したが、五十崎さんが抱えていた持病も自殺に影響した可能性があると見て、減額した。東電によると、原発事故の避難者の自殺を巡る判決は2例目。訴状などによると、五十崎さんは自宅が原発事故の避難指示区域となり、同県二本松市のアパートに避難。うつ状態だった11年7月に自殺し、遺族らは原発事故が原因と主張してい

た。

同地裁では昨年8月、同県川俣町山木屋地区から福島市に避難していた渡辺はま子さん(当時58歳)の自殺と事故の因果関係を認め、東電に約4900万円の賠償を命じた判決が確定している。

東電広報部は「判決の内容を精査し、引き続き真摯に対応する」とコメントしている。